

2025はんだふれあい産業まつり出店募集

2025はんだふれあい産業まつりを開催するにあたり、実行委員会では下記のとおり出店者を募集します。皆さまのご参加をお待ちしております。

記

1. 日時・会場

令和7年11月8日（土） 9:30～15:30 JFE スチール会場

令和7年11月9日（日）10:00～15:00 半田びよログスポーツパーク会場

2. 募集店舗数

両会場とも40店程度

ただし、申込者が募集店舗数を超えた場合には実行委員会にて抽選等調整を行う場合があります。

3. 出店資格

半田市内に事業所又は営業所を有する商業者・組合・団体、もしくは、産業まつり共催団体（あいち知多農業協同組合、半田商工会議所のいずれか）に所属する会員で、2025はんだふれあい産業まつり出店要項を遵守できる方

4. 出店料（税込）

1小間（半テント）	：20,000円・・・電源が不要の場合
1小間（半テント）	：25,000円・・・電源が必要な場合
キッチンカー（10㎡未満）	：10,000円・・・テント、電源なし

1小間の大きさは、間口2.7m、奥行3.6m（1.5間×2間、仮設テント（2間×3間）の半分を使用）

※記載の金額は、一日分の料金です。2小間以上の申込も可。

5. 出店の種類

企業PR（会社の宣伝（出展））、展示即売（商品販売）、グルメ（飲食）、ワークショップ

6. 申込方法

出店申込書（市役所産業課・半田商工会議所にて配付）に必要事項をご記入の上、必要書類等を添えて、8月22日（金）17時までに市役所産業課または半田商工会議所に、ご持参いただくか郵送（必着）又は

電子申請（LOGO フォーム）にてお申込ください。

※減免希望団体は、直接半田市役所産業課へ提出してください。



◎お問合せ・・・はんだふれあい産業まつり実行委員会事務局

半田市役所産業課 加塚・安本 TEL84-0634、0637（〒475-8666 半田市東洋町2-1）

半田商工会議所 間瀬 TEL21-0311（〒475-0874 半田市銀座本町1-1-1）

出店注意事項

1. 事前に申請いただいた販売品目（取扱い品目）以外は、絶対に売らないようにしてください。販売品目について、半田保健所に事前に確認をお願い致します。
2. 出店者、出店者数、出店場所等は、主催者側で調整及び決定いたします。なお、一切の要望を受け付けることは致しません。また、指定された場所以外の利用は固く禁じます。
3. 電源が必要な出店者（出店料25,000円）には容量1000W、コンセント2個を主催者側で用意しますので、必ず当該容量内で使用してください。なお、容量以上の使用による損失等（他出店者の損失等も含める）について、主催者は一切責任を負いません。
4. 1小間につき、机1本・椅子2脚を主催者側で用意します。
5. 出店者の搬入、搬出時間は、以下のとおりとし、時間厳守でお願いします。
なお、搬入した機材等につきましては、無責管理とします。

<JFEスチール会場>※係の指示に必ず従ってください。

	搬入	搬出
11月7日（金）	13:00～16:00	－
8日（土）	6:30～8:00	16:00頃～

<半田びよログスポーツパーク会場>※係の指示に必ず従ってください。

	搬入	搬出
11月8日（土）	16:00～18:00	－
9日（日）	7:00～8:30	15:30頃～

6. 搬入搬出車両は関係者駐車場の指定された場所に必ず駐車し、会場来客駐車場には絶対に駐車しないでください。違反した場合、以後の出店をお断りさせていただきます。
7. 出店時間及び搬入搬出時には周囲の安全を確保し、事故等にご注意ください。
8. 出店中に出了ゴミは、必ず各自で持ち帰ってください。
※麺類（ラーメン・うどん等）を販売する場合は、汁専用（お客様用）のポリバケツを各自で用意して下さい。（場内は捨てる場所がありません。必ず各自で持ち帰って下さい。）
9. 火気器具等を使用する場合は、必ず業務用消火器を設置するとともに、防火安全対策に務めてください。
10. ふれあい産業まつりは、当日雨天でも開催します。
11. 出店料は、主催者都合による中止の場合以外はお返しいたしません。
12. 出店要項・誓約書に違反した場合は、次年度以降の出店をお断りします。
13. 出店者は、実行委員会の実施するアンケート調査に協力していただきます。

例年、搬入・搬出時間等を遵守せずに無理やり搬入・搬出を行おうとする出店者が見受けられます。昨年度より、記録させていただいておりますので、遵守できない出店者については出店禁止の対応とさせていただく場合がございます。

火気器具等の使用について

概要

平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会火災において、多数の死傷者（死者3名、負傷者56名）が発生したことを踏まえて、火災予防条例が改正されました（平成26年8月1日施行）。

祭礼、縁日、花火大会など、不特定多数の人が集まる催し（※1）において対象火気器具等（※2）を取り扱う露店等（※3）を開設する場合は、

①業務用消火器の設置

②露店等の開設届（※「露店等の開設届」は実行委員会が一括して提出します。）

が必要となります。

※1 『不特定多数の人が集まる催し』とは

屋内、屋外を問わず、一時的に一定の場所に人が集合するイベントや行事が対象となります。（ただし、「近親者によるバーベキュー大会」、「幼稚園等の父母が主催する行事」、「子供の行事」などは対象外となります。）

※2 『対象火気器具等』とは

気体燃料（LPガス等）、液体燃料（ガソリン、灯油等）、固体燃料（炭等）を使用する器具、電気を熱源とする器具等です。（例 ガス・電気コンロ、調理用器具、発動発電機、移動式ストーブ、ホットプレートなど）

※3 『露店等』とは

露店、屋台その他これらに類するもので、物品、飲食物等を販売又は提供するものをいいます。

業務用消火器の設置について

露店等ごとに1本以上設置が必要となります。

住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器具は認められません。

腐食、変形等があるものは認められません。

露店等の開設届について

<届出者>

・主催者、露店等を開設する方又はその関係者

※「露店等の開設届」は実行委員会が一括して提出します。

<届出書類>

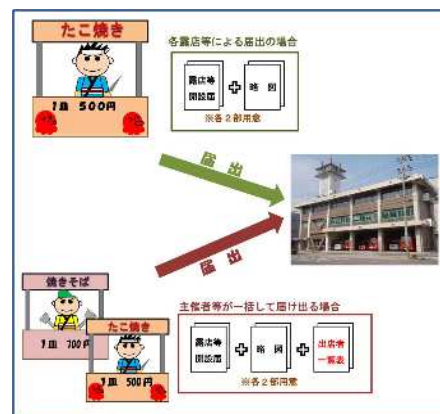
①露店等の開設届出書

②略図（任意様式で構いません。）

露店等の配置図に、使用する対象火気器具等及び消火器の設置場所を記載したもの。

③出店者一覧表（任意様式で構いません。）

主催者又は出店代表者が一括して複数の露店開設を届け出る場合に、露店の種類、出店者の住所・氏名・電話番号を明記したもの。



ご不明な点は、知多中部広域事務組合消防本部予防課（0569-21-1491）までお問い合わせください。

（知多中部広域事務組合HPから引用 <http://www.cac-net.ne.jp/~chitachu/>）

ガソリン・プロパンガス取扱いについての注意

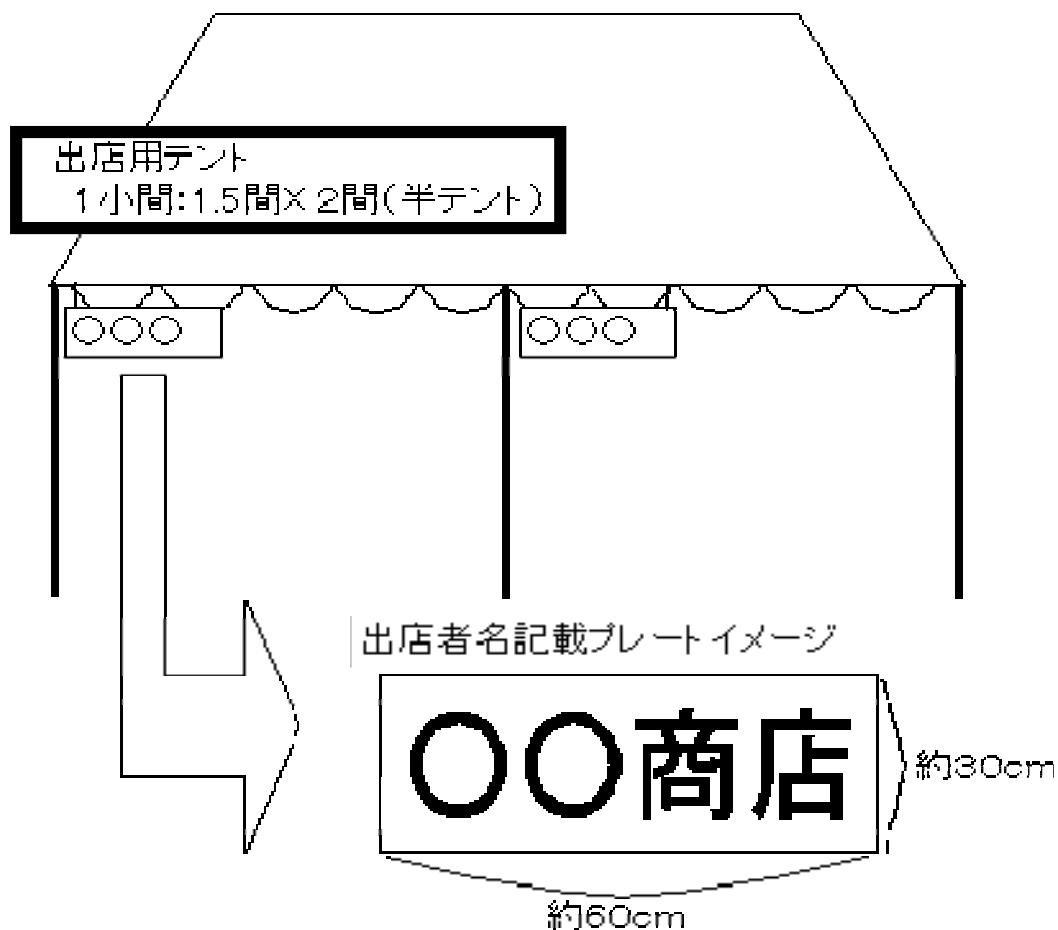
1. 発電機等への燃料補給時の注意事項	2. ガソリン容器の注意事項	3. コンロ等の使用上の注意事項
● 使用前に満タン給油しておく ● 給油時、エンジン停止 ● 燃料のこぼれに注意 ● 周囲の安全確認	保管場所は ● 必ず密栓し、周囲に火気・高温部が無く直射日光が当たらない換気の良い場所 給油時は ● 開口前に圧力調整弁の開放操作 ● 静電気及び周囲の火気に注意	● プロパンガスボンベを固定（転倒防止） ● ガスホースの接続状態及び、ひび割れ等の点検 ● コンロなどの周囲に燃えやすいもの置かない

出店者名記載プレートについて（出店申込書の⑧）

はんだふれあい産業まつり来場者に対し、事業所をPRし、また半田の産業を幅広く紹介するために、出店者名を記載したプレートを設置いたします。ご希望の場合は、出店申込書の⑧にプレートへ記載する事業所名をご記入ください。※費用は無料です。なお、キッチンカーの出店者については、プレートの貸与はありません。

なお、昨年度出店し、事務局にプレートが保管されている事業所については、記載内容に変更がなければプレートを再利用させていただくことがありますのでご了承ください。

また、各事業所で看板やのぼり等を準備され、プレートが必要ない場合は、「不要」に○を付けてください。



2025はんだふれあい産業まつり出店要項

(目的)

第1条 この要項は、2025はんだふれあい産業まつり（以下、「産業まつり」という。）における出店等に関して、健全な運営を図るため、出店エリアの感染対策を講じた上で明るく衛生的なものとし、出店者及び来場者の安全を確保するとともに、暴力行為等を排除するために必要な事項を定めることを目的とする。

(出店資格)

第2条 原則として、半田市内に事業所又は営業所を有する商業者・組合・団体、もしくは、産業まつり共催団体（あいち知多農業協同組合、半田商工会議所のいずれか）に所属する会員とし、名義貸し等は禁止するとともに、発覚した場合、以後の産業まつりへの出店を禁止する。

(出店の届出)

第3条

- (1) 産業まつりにおいて、出店しようとする者（以下「出店者」という。）は、はんだふれあい産業まつり実行委員会（以下「主催者」という。）に出店申込書を提出しなければならない。
- (2) 飲食の場合は前項の出店申込書と合わせて、保健所が発行する食品営業許可証（露店）の写しを提出すること。また、出店者自身が申請手続を行い、費用についても負担することとする。
- (3) その他主催者が求めた書類を提出すること。
- (4) 出店申込書について、令和7年8月22日（金）17時までに提出（必着）することとし、これ以降の申込みは原則として受付しないものとする。

出店申込書を除く必要な書類すべて（食品営業許可証（露店）の写し等）について、令和7年9月19日（金）17時までに提出（必着）することとし、これ以降の提出は原則として受付しないものとする。
指定する期日までに提出が確認できない場合、主催者は出店をお断りすることができる。

(出店料)

第4条

- (1) 出店料の額は、1小間当たり20,000円（電源なし）又は25,000円（電源あり）、キッチンカー1台当たり10,000円（テント・電源なし）とする。この場合の1小間とは、間口2.7m、奥行3.6m（1.5間×2間（半テント））とし、2小間以上の申込も可能とする。また、キッチンカーは車体の平面積が10㎡以内とする。なお、テント不要の場合は、別紙申込書に記入を行うこととする。ただし、出店料に関しては、主催者が発行する請求書に基づいて、指定する期日までに振込にて入金することとし、窓口での現金授受は一切行わないものとする。指定する期日までに振り込まれない場合、主催者は出店をお断りすることができる。

- (2) 営利目的以外の団体で主催者が必要と認めた場合は、出店料を減免とすることができる。

(出店に関するアンケート調査)

第5条 今後の産業まつりの運営の参考とするため、出店に関するアンケート調査を行うこととし、出店者は産業まつり終了後、アンケートを提出するものとする。

(遵守事項)

第6条 出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めるものとする。

- (1) 来場者及び出店者間で紛争等を起こさないこと。
- (2) 来場者に不安感を与えるような服装、言動をとらないこと。
- (3) 申込品目以外の商品を取り扱わないこと。
- (4) 営業時間を遵守し、営業終了後は出店場所の清掃及び原状回復を確実に行うとともに、廃液を排水溝等へ流さず、悪臭の発生防止に努めること。
- (5) 搬入搬出時には、周囲の安全を確保することとし、指定された搬入搬出時間以外での搬入搬出作業を行わないこと。
- (6) 火気器具等を使用する場合は、必ず業務用消火器を設置するとともに、防火安全対策に努めること。
- (7) 主催者の指示及び消防署、保健所の指示に従うこと。
- (8) 指定暴力団の構成員ではないこと。(出店に関わる者を含む。)
- (9) 集团的、又は常習的に暴力又反社会的行為を行わないこと。(出店に関わる者を含む。)
- (10) その他、主催者の指示に従うこと。

(出店の取消し)

第7条 主催者は、出店申込書の内容を審査し、出店者又は従事者が次に掲げる事項に該当するときは、出店を拒否できるものとする。

- (1) 官報で公示された指定暴力団の構成員であるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力又は反社会的行為を行う恐れがあると認めたとき。
- (3) 前条に定める遵守事項に違反したとき、又は過去において違反があったと認めたとき。
- (4) その他、産業まつりの運営上支障があると認めたとき。

(販売責任)

第8条 産業まつりにおいて、出店者が販売、配布、火器取扱、その他の行為について起き得る事故の責任は出店者の責任において対処し、主催者は無責管理とする。

(営業補填)

第9条 産業まつりにおいて、天候その他の要因により出店者の販売、配布量、売上高、利益等の結果がいかなるようとも主催者は出店者に対し、それに関する補填は一切行わない。

(違約金)

第10条 出店者が、本要項に違反し、あるいは主催者の指示に従わない場合には、出店者は違約金として出店料の5倍に相当する金額を主催者に支払うものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、出店に関し必要な事項は、主催者が定める。

附 則

この要項は、令和7年7月25日から施行する。